

朝霞地区 4 市共用火葬場設置基本構想 (素案)

令和 6 (2024) 年 月

朝霞地区 4 市共用火葬場設置検討協議会

目 次

1 はじめに.....	1
1.1 4市をとりまく現状とこれまでの経緯.....	1
1.2 基本構想の目的.....	1
2 近隣火葬場施設の状況と火葬場整備の必要性.....	2
2.1 近隣火葬場の施設概要.....	2
2.2 4市における近隣火葬場の利用状況.....	3
2.3 火葬場整備の必要性.....	5
3 4市における将来人口推計及び死亡者数の推計.....	6
3.1 将来人口の推計.....	6
3.2 将来死亡者数の推計.....	10
4 必要火葬炉の算定.....	13
4.1 必要火葬炉数算定の流れ.....	13
4.2 火葬需要の予測.....	14
4.3 必要火葬炉数の算定.....	14
5 必要機能の整理.....	18
5.1 施設機能及び諸室.....	18
5.1.1 火葬部門.....	18
5.1.2 管理部門.....	19
5.1.3 待合部門.....	19
5.1.4 式場部門.....	20
5.1.5 付帯施設.....	20
5.2 式場規模の検討.....	21
5.2.1 葬祭業者へのアンケート.....	21
5.2.2 葬祭業者へのアンケート結果.....	21
5.2.3 式場規模の設定.....	22
5.3 施設概要.....	23
6 整備候補地の検討.....	24
6.1 整備候補地について.....	24
6.2 整備にあたっての法的条件の整理.....	24
6.2.1 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）.....	24
6.2.2 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）.....	25
6.2.3 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）.....	25

6.2.4 埼玉県建築基準法施行条例（昭和 35 年 8 月 5 日埼玉県条例第 37 号）	25
6.2.5 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）	26
6.3 環境への配慮	26
7 概算事業費の算定	27
7.1 概算整備費	27
7.2 運営コスト及びライフサイクルコスト	28
8 施設整備スケジュールの検討	30
9 火葬場の施設配置イメージ図及びイメージパース	31
9.1 施設配置イメージ図	31
9.2 イメージパース	32
10 基本計画策定時の留意点	33
10.1 アクセス路の整備	33
10.2 雨水・汚水の排水	33
10.3 燃料	33
10.4 上水道	33
10.5 洪水による浸水対策	33

1 はじめに

1.1 4市をとりまく現状とこれまでの経緯

朝霞地区4市（朝霞市、志木市、和光市、新座市：以下「4市」という。）の市民は、公設の火葬場がないため、近隣市（区）の火葬場を利用している。現在でも、火葬場を所有している自治体の市民よりも火葬場の使用料が高額となり、利用可能な時間帯についても制約を受けている状況にある。

将来的には、高齢化の更なる進行やそれに伴う死亡者数の増加等により高齢多死社会を迎えることが予想されるため、それを見据えた対応を検討する必要がある。

このため、4市で構成する「朝霞区市長会」において、4市共用の火葬場を設置する必要性が高いとの結論になり、令和4年12月21日に「朝霞地区4市共用火葬場設置検討に関する基本合意書」を4市で締結し、令和5年度以降、4市で構成する朝霞地区4市共用火葬場設置検討協議会において、事業の規模や運営方法等について検討を進めてきた。

1.2 基本構想の目的

朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（以下、「本構想」という。）は、長期的・総合的な観点から4市における適正な火葬体制の確立と周辺環境に配慮した火葬場建設を検討することを目的としている。あわせて、住民との合意形成に努めながら火葬場の整備を計画的に推進していくため、課題を整理し、基本的な枠組みとして、施設整備の方向性を導き出すことを目的としている。

2 近隣火葬場施設の状況と火葬場整備の必要性

4 市の近隣火葬場の施設概要や利用状況等について整理を行う。

2.1 近隣火葬場の施設概要

以下に近隣自治体の火葬場の概要について整理を行った。

表 2-1 近隣火葬場の施設概要

施設名称	さいたま市 浦和斎場	大宮聖苑	川口市 めぐりの森	川越市斎場	所沢市斎場	人間部広域斎場 しのめの里	戸田斎場
敷地面積	18,898 m ²	—	19,800 m ²	18,155 m ²	15,291 m ²	39,884 m ²	13,382 m ²
建築面積	—	—	5,493 m ²	6,536 m ²	3,067 m ²	5,541 m ²	5,600 m ²
延床面積	4,651 m ²	6,741 m ²	7,761 m ²	7,316 m ²	4,322 m ²	5,750 m ²	8,263 m ²
構造	RC 造	RC 造、一部 S 造	RC 造、一部 S 造	RC 造	RC 造	RC 造	SRC 造
建築年	1980 年	2004 年	2018 年	2016 年	1987 年	2008 年	1984 年
駐車台数 (普通車)	100 台	50 台	75 台	160 台	197 台	283 台	105 台
(バス)	0 台	10 台	11 台	14 台	5 台	8 台	15 台
階数	地上 2 階	地上 1 階	地下 1 階 地上 2 階	地上 2 階	地上 2 階	地上 2 階	本館地上 4 階 別館地上 2 階
炉数	大型 10 基 小型 1 基	超大型 2 基 大型 8 基	10 基 (予備スペース 4 基)	13 基	8 基	7 基	16 基
(うち動物 炉の数)	(0 基)	(1 基)	(0 基)	(1 基)	(0 基)	(1 基)	(1 基)
式場数	3 部屋	無	無	2 部屋	4 部屋	3 部屋	5 部屋
各部屋の 収容人数	第1 葬祭場 100 人 第2 葬祭場 75 人 第3 葬祭場 75 人			各部屋 30 人	第1 式場 85 人 第2 式場 50 人 第3 式場 50 人 第4 式場 40 人	第1 式場 80 席 第2 式場 40 席 第3 式場 120 席	光の間 90 席 せせらぎの間 70 席×2 部屋 思食の間 60 席×2 部屋
告別収骨室	焼香ホール 3 室 収骨室 2 室	各 3 室	7 室	告別・収骨・ 見送りホール 各 4 室	各 4 室	各 2 室	各 6 室
待合室数	10 室	10 室	13 室	10 室	5 室	7 室	21 室
各室の 収容人数	和室(5 部屋) 48 人 洋室(5 部屋) 36 人	各室 40 人	48 人×7 室 20 人×6 室	40 人×8 室 60 人×2 室	和室(3 部屋) 25 人 洋室(2 部屋) 24 人	各室 48 席	20 人×5 室 30 人×16 室
売店	有	有	有	有	有	有	有
運営形態	指定管理	直営	指定管理	直営	指定管理	指定管理	民設民営
指定管理者	浦和総業株式会社		株式会社川口斎苑サ ービス		(公財) 所沢市公 共施設管理公社	富士建設工業株式会 社・有限会社戸工 業企業グループ	—

2 近隣火葬場施設の状況と火葬場整備の必要性

各施設の火葬の稼働率（表 2-3）については、一番多いところで所沢市斎場の 98.1%、低いところで戸田葬祭場の 59.8%で、公営の火葬場はいずれも稼働率が 80%を超えている状況となっている。

表 2-3 近隣5施設の火葬の稼働率（令和6年度調査）

施設名称	火葬の稼働率
所沢市斎場	98.1%
さいたま市浦和斎場	88.1%
入間東部広域斎場しののめの里	87.9%
川越市斎場	82.3%
戸田葬祭場（民設民営）	59.8%

利用料金（表 2-4）については、施設の所在市（区）において、市（区）内の利用料金が無料から 59,600 円であり、市（区）外の利用料金は 48,000 円から 80,000 円となっている。比較すると、特に公営の火葬場については大きな隔たりがあり、4市の市民にとっては、大きな負担となっている。

表 2-4 近隣5施設の火葬の利用料金（令和6年度調査）

施設名称	市（区）内	市（区）外
戸田葬祭場（民設民営）	59,600円	80,000円
入間東部広域斎場しののめの里	10,000円	80,000円
さいたま市浦和斎場	7,000円	56,000円
所沢市斎場	5,000円	60,000円
川越市斎場	無料	48,000円

※「12歳以上」あるいは「大人」で比較

2.3 火葬場整備の必要性

(現状)

- ・ 4市の市民は、地区内に火葬場がないため、近隣市や民間の火葬場を利用している。
- ・ 利用可能な時間帯などにおいて、優遇を受けることができていない。
- ・ 利用料金が、火葬場を所有している自治体の市（区）民と比較して、高い水準となっている。
- ・ 市民や市議会からも火葬場設置の要望がある。

(今後)

- ・ 4市の高齢化の更なる進行やそれに伴う死亡者数の増加が見込まれる。
- ・ 高齢多死社会を迎えると、各施設の稼働率が上がると考えられ、火葬場を所有している自治体の市（区）民が優先となり、4市の市民は、利用の制約が想定される。
- ・ 災害時において、利用の制約が想定される。

以上のことから、

4市共同の火葬場を設置する必要性は高いものと考えられる。

3 4市における将来人口推計及び死亡者数の推計

3.1 将来人口の推計

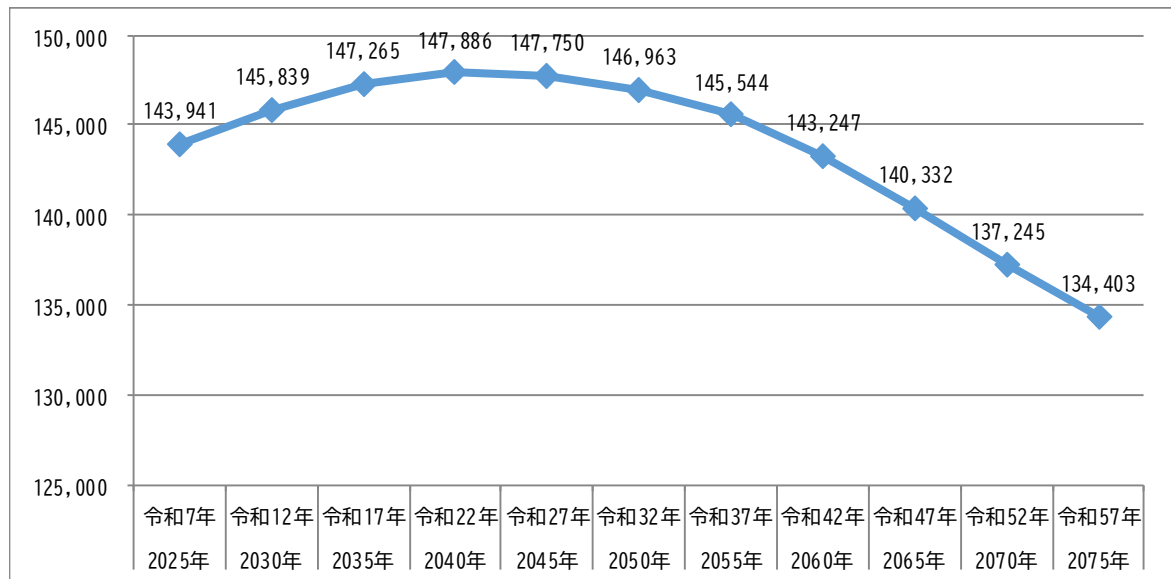
将来人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所における、令和32（2050）年までの各市の人口推計値をもとに、以降、出生率等の条件を同一として、※コーホート要因法により令和57（2075）年までの推計を行った。次ページ以降に各市の人口推計結果を示す。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）

※コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（出生、死亡、及び人口移動）ごとに計算して将来人口を求める方法

(1) 朝霞市の人口推計

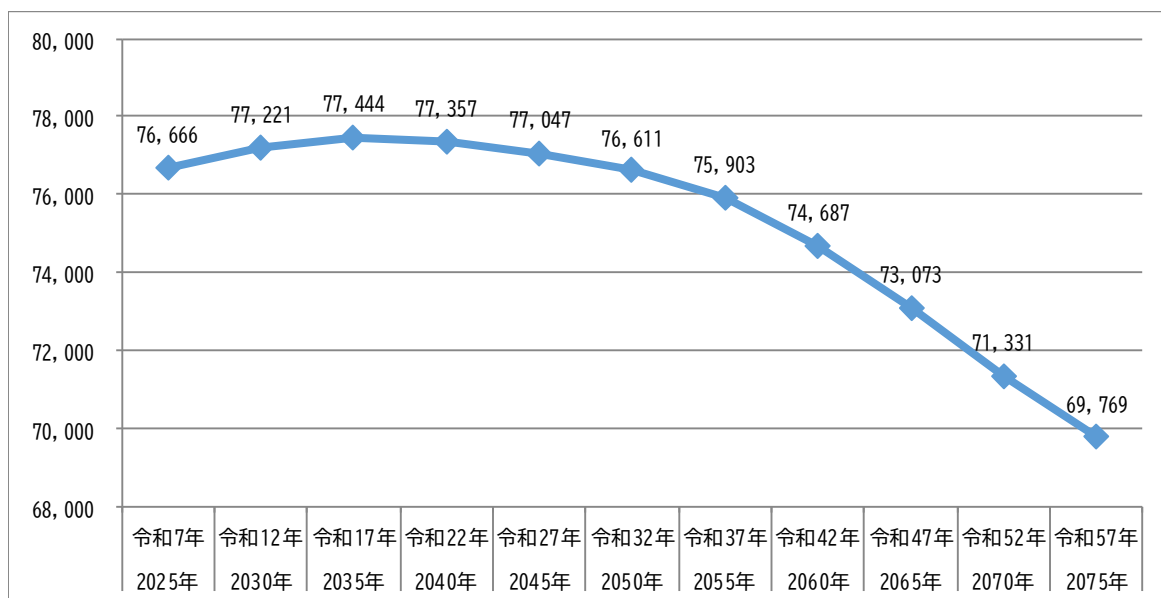
令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
143,941	145,839	147,265	147,886	147,750	146,963	145,544	143,247	140,332	137,245	134,403



3 4市における将来人口推計及び死亡者数の推計

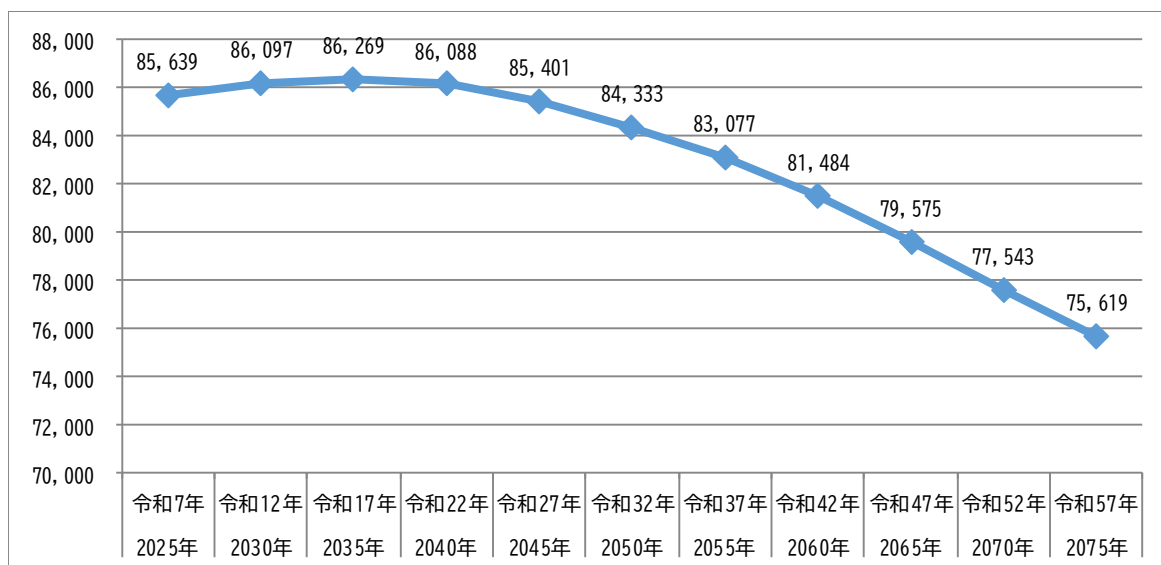
(2) 志木市の人口推計

令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
76,666	77,221	77,444	77,357	77,047	76,611	75,903	74,687	73,073	71,331	69,769



(3) 和光市の人口推計

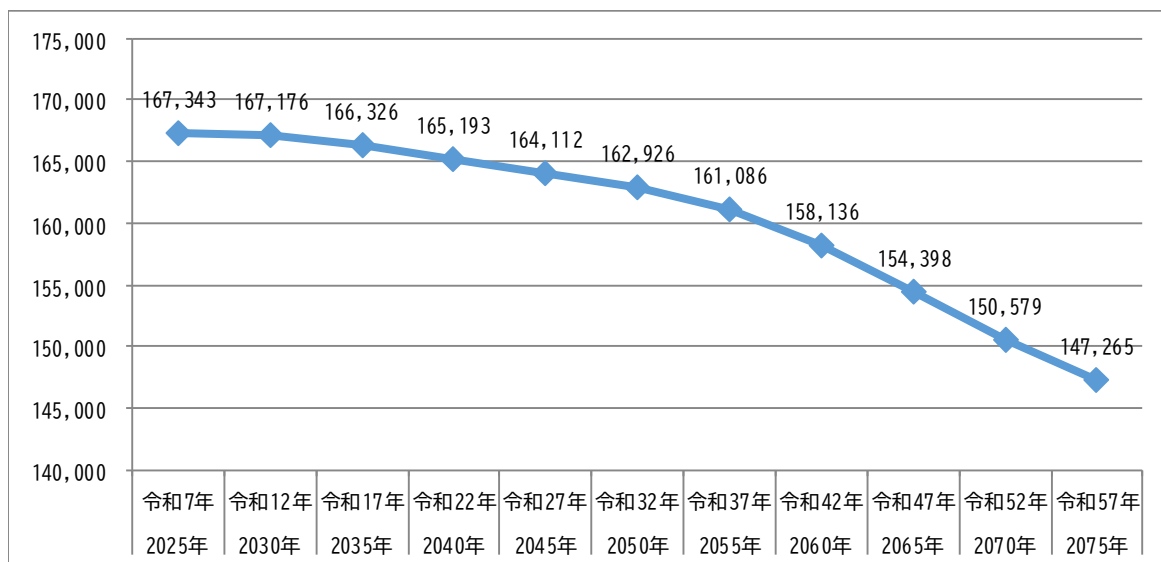
令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
85,639	86,097	86,269	86,088	85,401	84,333	83,077	81,484	79,575	77,543	75,619



3 4市における将来人口推計及び死亡者数の推計

(4) 新座市の人口推計

令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
167,343	167,176	166,326	165,193	164,112	162,926	161,086	158,136	154,398	150,579	147,265



3 4市における将来人口推計及び死亡者数の推計

(5) 4市の将来人口推計の合計

以下に4市の人口推計の合計を示す。

表 3-1 4市の人口推計

	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
朝霞市	143,941	145,839	147,265	147,886	147,750	146,963	145,544	143,247	140,332	137,245	134,403
志木市	76,666	77,221	77,444	77,357	77,047	76,611	75,903	74,687	73,073	71,331	69,769
和光市	85,639	86,097	86,269	86,088	85,401	84,333	83,077	81,484	79,575	77,543	75,619
新座市	167,343	167,176	166,326	165,193	164,112	162,926	161,086	158,136	154,398	150,579	147,265
4市合計	473,589	476,333	477,304	476,524	474,310	470,833	465,610	457,554	447,378	436,698	427,056

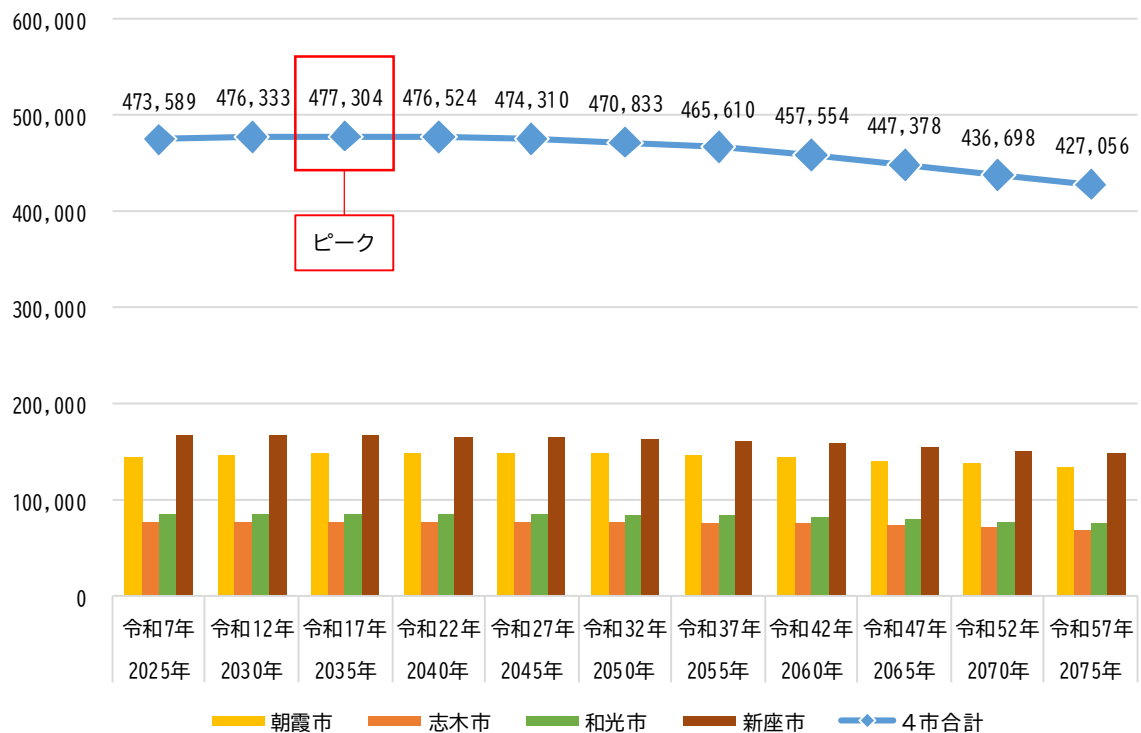


図 3-1 4市の人口推計

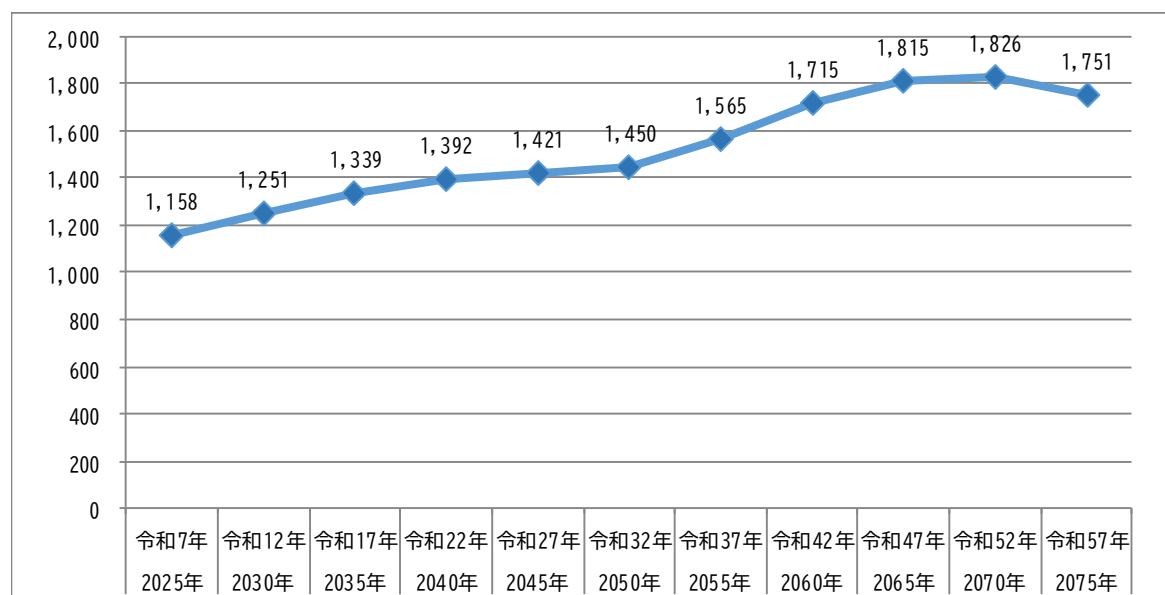
3.2 将来死亡者数の推計

年間死亡者数の推計については、将来推計人口に死亡率を乗じて算出した。なお、コーホート要因法による人口推計では、5歳階級別の生残率を用いることから、生残率から死亡率を導き出し、これらの数値を用いて死亡者数を推計した。

令和57（2075）年までの各市における年間死亡者数の推計結果は、以下のとおりである。

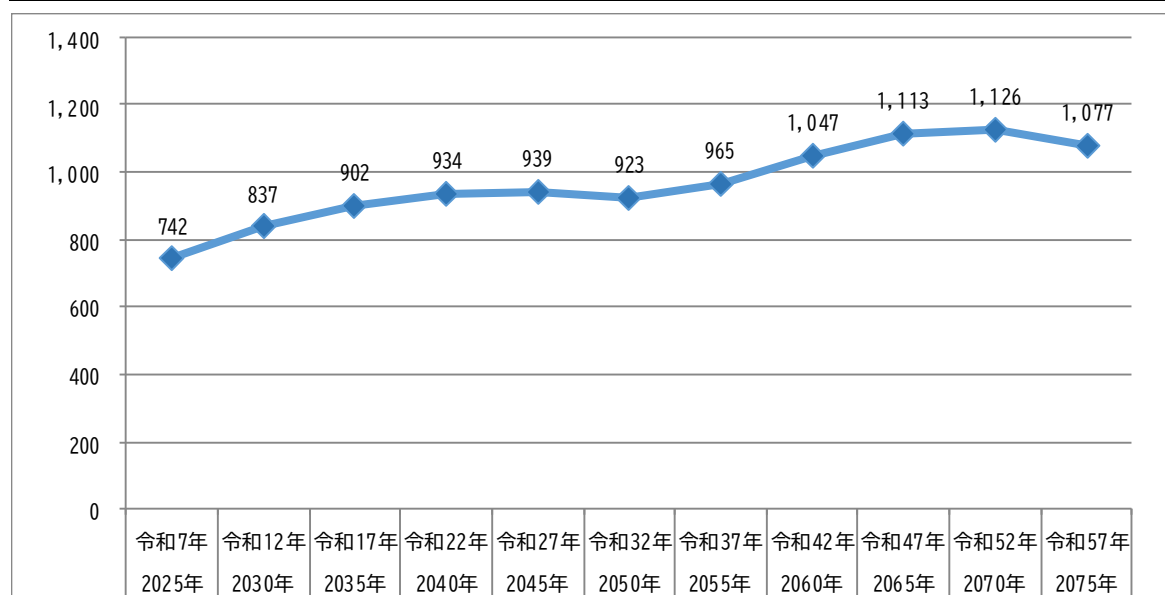
(1) 朝霞市の死亡者数推計

令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
1,158	1,251	1,339	1,392	1,421	1,450	1,565	1,715	1,815	1,826	1,751



(2) 志木市の死亡者数推計

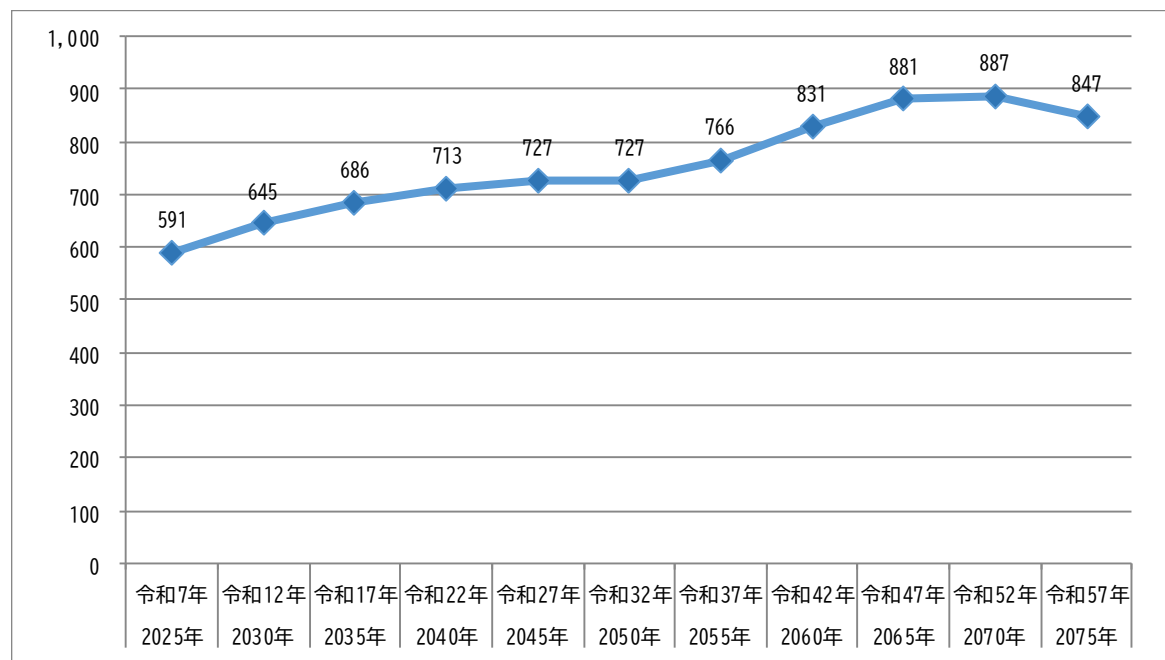
令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
742	837	902	934	939	923	965	1,047	1,113	1,126	1,077



3 4市における将来人口推計及び死亡者数の推計

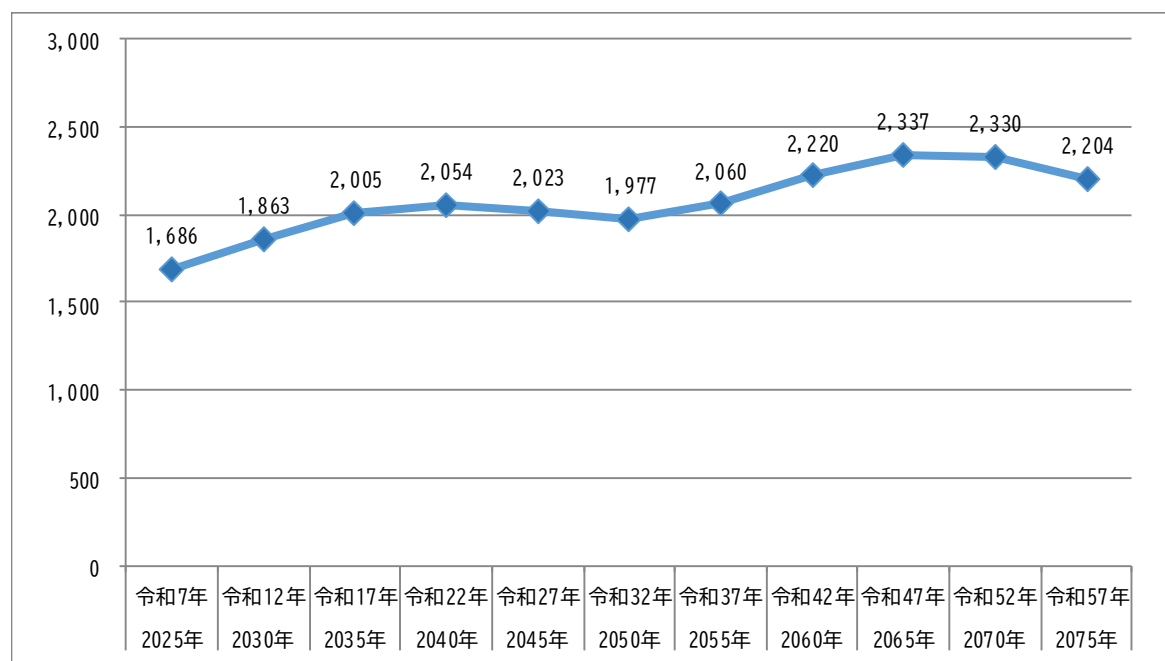
(3) 和光市の死亡者数推計

令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
591	645	686	713	727	727	766	831	881	887	847



(4) 新座市の死亡者数推計

令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
1,686	1,863	2,005	2,054	2,023	1,977	2,060	2,220	2,337	2,330	2,204



(5) 4市の死亡者数推計の合計

以下に4市の死亡者数推計の合計を示す。

算定の結果、令和52（2070）年に6,169人でピークを迎えることから、6,169人を年間最大死亡者数として以降の算定を行う。

表 3-2 4市の死亡者数推計

	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
朝霞市	1,158	1,251	1,339	1,392	1,421	1,450	1,565	1,715	1,815	1,826	1,751
志木市	742	837	902	934	939	923	965	1,047	1,113	1,126	1,077
和光市	591	645	686	713	727	727	766	831	881	887	847
新座市	1,686	1,863	2,005	2,054	2,023	1,977	2,060	2,220	2,337	2,330	2,204
4市合計	4,177	4,596	4,932	5,093	5,110	5,077	5,356	5,813	6,146	6,169	5,879

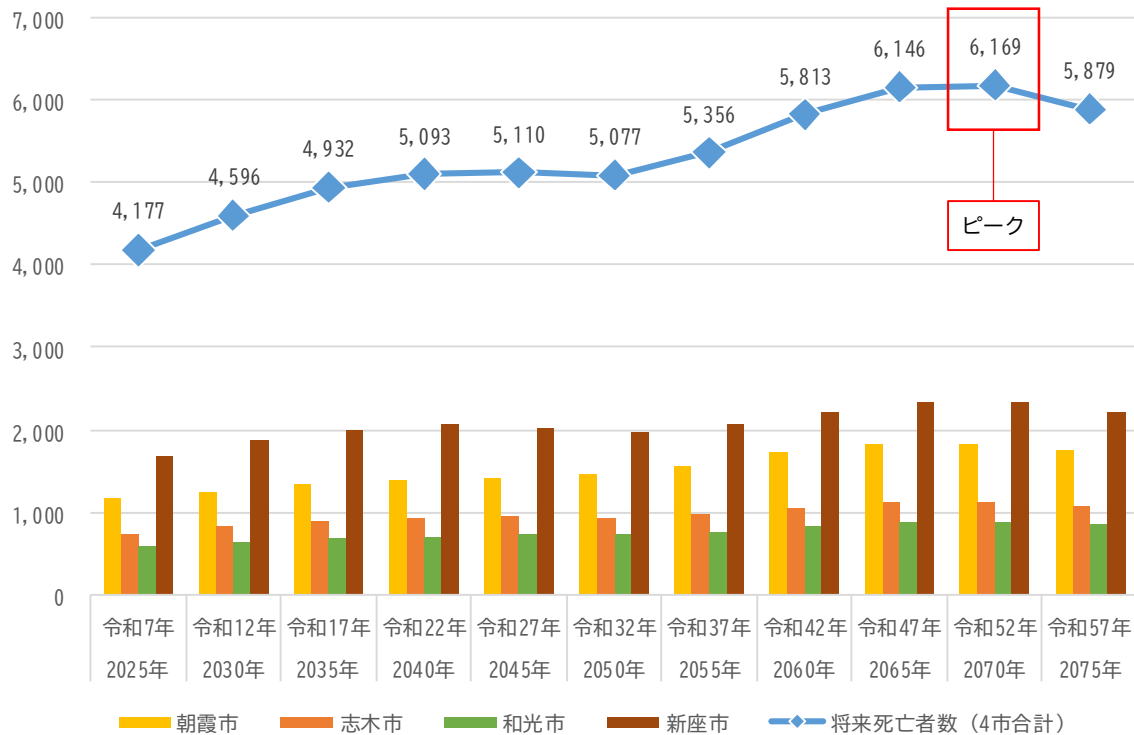


図 3-2 4市の死亡者数推計

4 必要火葬炉の算定

4.1 必要火葬炉数算定の流れ

必要火葬炉数は、火葬場マニュアルに則り算定を行う。算定フローは以下のとおりである。

参考：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版-

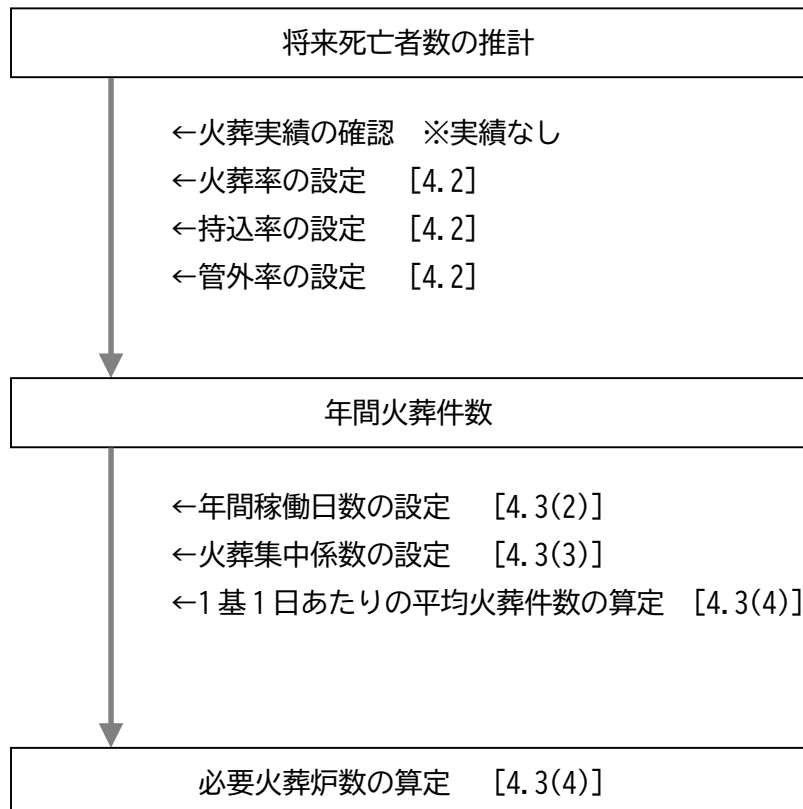


図 4-1 必要火葬炉数算定フロー

4.2 火葬需要の予測

(1) 将来の4市全体年間火葬件数

将来の4市全体年間火葬件数は以下の式より算定する。

年間火葬件数

$$\text{年間火葬件数} = (\text{管内年間死亡者数}) \times (\text{火葬率}) \times (\text{持込率}) \div (1 - \text{管外率})$$

参考：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版-」

■火葬率

厚生労働省の報告では全国の火葬率は99.7%（2017年度）となっていることから、火葬率は100%と設定する。

■持込率

持込率については、現状、実績がないため、管外への若干の持出を考慮し、95%と設定する。

■管外率

管外率については、現状、実績がないため、管外からの若干の持込を考慮し、5%と設定する。

4.3 必要火葬炉数の算定

(1) 必要火葬炉数の算定式

必要火葬炉数を求める際は次の式を用いて算定する。必要火葬炉数とは、1基1日あたりの平均火葬件数を基に、火葬集中日（休場日明けなど火葬が集中する日）において不足なく火葬が執り行える最小炉数をいう。

$$(\text{必要火葬炉数}) = (\text{集中日の火葬件数}) \div (\text{1基1日あたりの平均火葬件数})$$

$$\begin{aligned} \text{※ 集中日の火葬件数} &= \text{1日あたりの平均火葬件数} \times \text{火葬集中係数} \\ &= \text{年間火葬件数} \div \text{年間稼働日数} \times \text{火葬集中係数} \end{aligned}$$

(2) 年間稼働日数

年間稼働日数については、正月3が日と友引を除く301日と設定する。

(3) 火葬集中係数の設定

火葬集中係数とは、1日あたりの平均火葬件数（日平均取扱件数）に対する火葬集中日の火葬件数（想定日最多件数）の割合である。

想定日最多件数については、「火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版-」において以下の記載がある。

【参考】火葬集中係数における想定日最多件数

通常、火葬集中係数は、過去の火葬実績から件数の多い順に3～5%の稼働日を除外した稼働日の火葬件数を想定日最多件数とし、この想定日最多件数を日平均取扱件数で除して算出する。これは、火葬件数が増加した特殊要因を除外して過大設備となることを避けるためと、想定日最多件数を上回る3～5%の稼働日は通常体制で対応可能と考えられるからである。

参考：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版-」

$$(\text{火葬集中係数}) = (\text{想定日最多件数}) \div (\text{日平均取扱件数})$$

参考：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版-」

現状、4市では既存の火葬場を有しておらず、日ごとの火葬件数の実績データがないため、実績データから火葬集中係数を算定することができない。

火葬場の建設・維持管理マニュアルでは「過年度の火葬実績から火葬集中係数を算定できない場合は、周辺市町村斎場の実績を参考に算定する。周辺市町村の実績を入手できない場合には、中規模斎場では1.75～2.00、大規模斎場では1.50～1.75の範囲で火葬集中係数を設定して支障ない」とされていることから、火葬場の建設・維持管理マニュアルの値を採用する。

これらを踏まえ、火葬集中係数については、一般的な運用の範囲内で最大限効率を考慮し、中規模斎場における最大値2.00として設定する。

(4) 必要火葬炉数の算定

以下に火葬集中係数を 2.00 とした場合の必要火葬炉数の算定結果を示す。

算定にあたっては、火葬炉の回転数（1 基 1 日あたりの平均火葬件数）を 2.0 回転、2.5 回転、3.0 回転の 3 パターンにて算定を行った。

表 4-1 4 市の合計将来死亡者数

	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
4市合計	4,177	4,596	4,932	5,093	5,110	5,077	5,356	5,813	6,146	6,169	5,879

◆2.0 回転/基・日

	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
推計死亡者数	4,177	4,596	4,932	5,093	5,110	5,077	5,356	5,813	6,146	6,169	5,879
火葬率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
持込率	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%
管外率	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%
火葬需要数 (年間火葬件数)	4,177	4,596	4,932	5,093	5,110	5,077	5,356	5,813	6,146	6,169	5,879
稼働日数	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
火葬集中係数	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
火葬炉の回転数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
必要火葬炉数	13.88	15.27	16.39	16.92	16.98	16.87	17.79	19.31	20.42	20.50	19.53
必要火葬炉数 (小数点以下繰り上げ)	14	16	17	17	17	17	18	20	21	21	20

◆2.5 回転/基・日

	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
推計死亡者数	4,177	4,596	4,932	5,093	5,110	5,077	5,356	5,813	6,146	6,169	5,879
火葬率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
持込率	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%
管外率	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%
火葬需要数 (年間火葬件数)	4,177	4,596	4,932	5,093	5,110	5,077	5,356	5,813	6,146	6,169	5,879
稼働日数	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
火葬集中係数	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
火葬炉の回転数	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
必要火葬炉数	11.10	12.22	13.11	13.54	13.58	13.49	14.24	15.45	16.33	16.40	15.63
必要火葬炉数 (小数点以下繰り上げ)	12	13	14	14	14	14	15	16	17	17	16

◆3.0 回転/基・日

	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年	令和47年 2065年	令和52年 2070年	令和57年 2075年
推計死亡者数	4,177	4,596	4,932	5,093	5,110	5,077	5,356	5,813	6,146	6,169	5,879
火葬率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
持込率	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%
管外率	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%
火葬需要数 (年間火葬件数)	4,177	4,596	4,932	5,093	5,110	5,077	5,356	5,813	6,146	6,169	5,879
稼働日数	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
火葬集中係数	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
火葬炉の回転数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
必要火葬炉数	9.25	10.18	10.92	11.28	11.32	11.24	11.86	12.87	13.61	13.66	13.02
必要火葬炉数 (小数点以下繰り上げ)	10	11	11	12	12	12	12	13	14	14	14

算定の結果を踏まえ、一般的な運用の範囲内で最大限効率を考慮し、人体炉については、火葬炉の回転数を 3.0 回転とすることを基本として、14 炉に予備炉 1 炉を加えて 15 炉整備を行う。また、動物炉については、1 炉整備を行い、合計 16 炉を整備する方針とする。

ただし、最終的な炉数については、設計時に決定するものとする。

<整備炉数>

- ・人体炉： 15 炉（内予備炉 1 炉） ※供用開始時の炉数は設計時に決定
- ・動物用： 1 炉

5 必要機能の整理

5.1 施設機能及び諸室

火葬場に導入する施設機能及び諸室について整理を行う。火葬場は、大きく分けて下記の4部門と付帯施設によって構成されており、部門別の諸室の一般的な構成は以下の表のとおりであるが、詳細については基本計画にて検討を行うものとする。

なお、施設機能及び諸室について検討する際には、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮するとともに、諸室の設え等についても特定の宗教等に偏らないようにするなど、誰もが使いやすい施設となるよう検討を行う必要がある。

表 5-1 主な施設機能及び諸室

火葬部門	管理部門	待合部門	式場部門	付帯施設
火葬炉 炉前ホール 告別室 収骨室 霊安室 炉室 制御室 機械室 台車置場・倉庫 残灰・飛灰処理室 その他(通路等)	事務室 更衣室 休憩室 倉庫 その他(通路等)	待合ホール 待合室 控室 便所・湯沸室 喫茶・売店 その他(通路等)	ロビー 式場 遺族控室 宗教者控室 業者控室 更衣室 便所・湯沸室 宿泊機能 その他(通路等)	駐車場 構内通路 環境緑地 供養塔等 自家発電設備 その他(通路等)

以降に、火葬場に導入検討する施設機能及び諸室について整理する。

5.1.1 火葬部門

火葬部門は直接火葬に係る部分であり、火葬炉、炉前ホール、告別室、収骨室、霊安室、炉室、制御室、機械室（電気、空調等）、台車置場・倉庫、残灰・飛灰処理室、その他（通路等）で構成される。

(1) 火葬炉

① 人体炉

人体を火葬する炉で、近年大型炉が一般的となっている。

② 胞衣炉（汚物炉）

胞衣炉（汚物炉）は、産褥汚物や手術等によって廃棄される人体の一部を火葬するための炉である。古くは汚物として表現していたため汚物炉と呼ばれていたが、胎児を包んでいる膜や胎盤等の総称を胞衣（ほうい・えな）と称することもあり、近年は「胞衣炉」と呼ばれることが多くなっている。

胞衣炉（汚物炉）の稼働率は概して低く使用を取りやめている自治体も多いのが現状である。胞衣は人体の一部であることから、人体炉での火葬を想定する。

③ 動物炉

ペット火葬については、後述する葬祭業者へのアンケート調査からも一定のニーズが見込まれることから、導入するものとして検討を行う。

(2) 炉前ホール、告別室、収骨室

炉前ホールは、火葬炉へ柩を納める事を確認するためのスペースである。また告別室は、火葬の前に柩を安置し、焼香して最後のお別れを行う場所である。収骨室は、焼骨を骨壺に収める「骨上げ」を行う場所である。

告別室は同一時間帯の告別数（受付件数）と同数が必要になり、また、告別室と収骨室は同数である事が理想的である。

炉前ホールや告別室、収骨室は、火葬場において最も重要な空間となることから、他の葬儀会葬者の動線や視線などが気にならない空間構成となるよう配慮する必要がある。

(3) 霊安室（保冷库）

霊安室（保冷库）は、柩を一時的に安置・保管する場所である。火葬待ちの遺体や無縁の遺体を一定期間保管する必要があることから、霊安室（保冷库）の設置は必要と考える。

5.1.2 管理部門

管理部門は、事務室、更衣室、休憩室、倉庫、その他（通路等）で構成される。火葬場敷地内や建物内外における会葬者の動きや葬送行為の流れを把握する必要があることから、一般的には火葬部門や待合部門に近接して設けられる。

事務室は、火葬場利用者の申込予約等各種手続きから火葬施設の管理・運営までの一連の流れに対応することが必要となる。業務の形態（業務委託等）や職員構成を十分に検討した上で、最適な管理運営が実施できるよう配慮する必要がある。

5.1.3 待合部門

待合部門は、火葬終了までの約 90～120 分程度の間、遺族等が待合等を行う場である。待合ホール、待合室、控室、便所・湯沸室、喫茶・売店、その他（通路等）で構成される。

(1) 待合ホール

待合ホールは、会葬者が一時的に休憩を行う空間としての利用のほか、遺族の悲しみを和らげ、会葬者が故人を偲び語らう場所である。複数の会葬者グループが待つことからロビーはできる限り広く、吹抜など、ゆとりを確保する必要がある。また、授乳室やキッズルーム、更衣室などの設置も検討する。

(2) 待合室

待合室は、火葬終了までの間、会葬者が待機をする場となる。同一時間帯の稼働炉と同数が必要となる。洋室と和室があるが、最近では洋室の希望が多く、洋室の比率が高くなっている。

5.1.4 式場部門

火葬場に式場部門を併設する施設には、一般的にロビー、式場、遺族控室、宗教者控室、業者控室、更衣室、便所・湯沸室、宿泊機能等が整備され、通夜から火葬、告別式までを執り行うことができる。近隣火葬場では7割以上の施設に式場が併設されており、利用者ニーズは高いと思われることから式場の併設を想定する。

また、葬儀から火葬、収骨まで一連の葬送行為を近親者のみで行う「家族葬」や通夜・告別式を省略し、火葬のみを行う「直葬」のニーズも増えていることから、こうしたニーズに対応するため、小規模な葬儀の対応ができるよう、式場を分割して利用するためのパーティション等の機能の導入を検討する必要がある。

5.1.5 付帯施設

付帯施設は、火葬場の尊厳を表す重要な要件であり、自然を生かした穏やかな終焉の場を創出する必要がある。また、高齢者や障がい者に配慮したユニバーサルデザインの採用も検討する必要がある。

(1) 駐車場及び構内通路

駐車場は火葬場利用者の需要を検討し、必要となる台数を確保する必要がある。

構内通路については、歩道は車路とできる限り交差しないよう配慮する必要がある。敷地入口、駐車場、建物玄関を結ぶ遺族・会葬者の動線と、管理用の動線（搬入関係者や葬儀業者等）は可能な限り分離し、火葬場としての整然とした空間を創出するよう検討する。

また、車いす利用者の駐車スペースは施設出入口に近接させ、雨にぬれない車寄せを設けるなど、安全に配慮し利便性の高い計画とする必要がある。

(2) 環境緑地

火葬場は非日常行為を行う場であり、周辺的生活環境と区分を図ることが必要である。したがって、できる限り敷地周囲の緑地を確保する必要がある。

(3) 自家発電設備

火葬場は災害時における稼働も踏まえ、自家発電設備を設けるなどの停電対応策を計画する必要がある。

5.2 式場規模の検討

5.2.1 葬祭業者へのアンケート

火葬場の設置検討にあたり、必要な付帯施設等について、4市の葬祭業者にアンケート調査を行った。

(1) アンケート実施概要

実施期間：令和5年10月3日～10月17日（14日間）

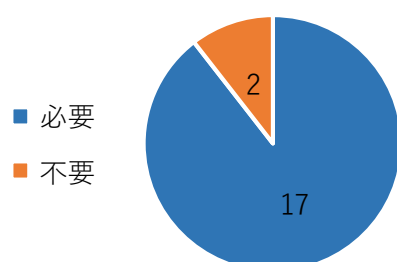
対 象：4市の市民葬儀委託葬儀社

配布件数：メール 23件、FAX 7件、郵送 6件 合計 36件

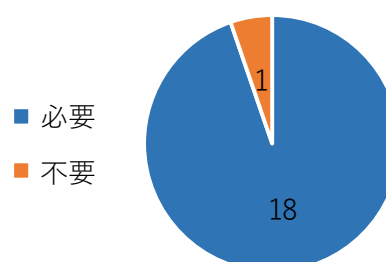
回答件数：19件（回答率：53%）

5.2.2 葬祭業者へのアンケート結果

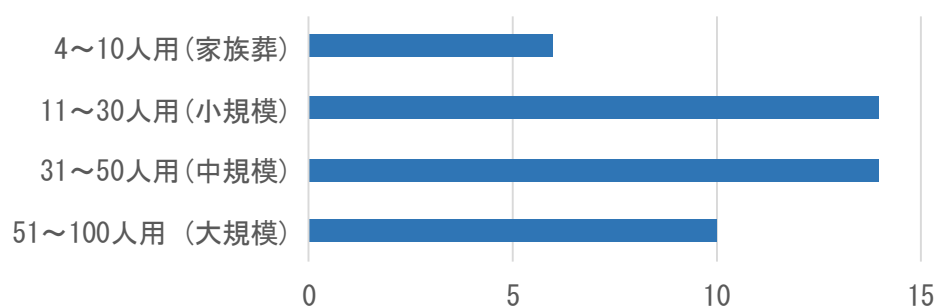
(1) ペット火葬炉について



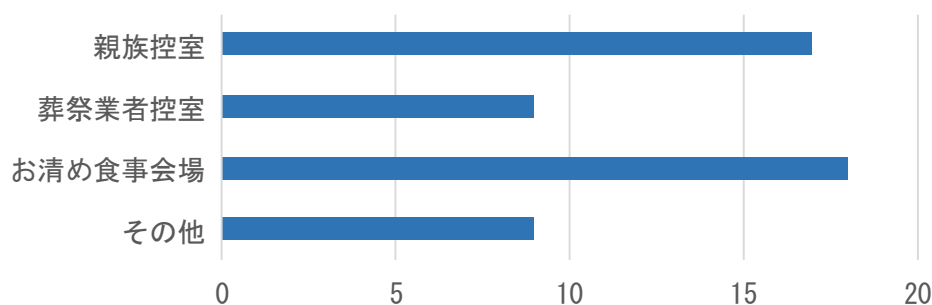
(2) 葬祭場について



(3) 葬祭場の必要な規模について



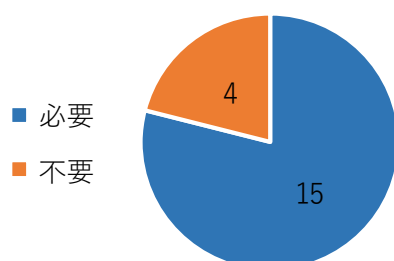
(4) 葬祭場に必要機能について



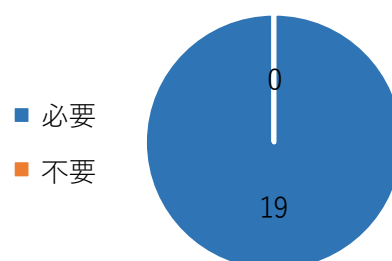
【その他】

更衣室、ロッカールーム、クローク、祭壇仏具の貸出、喫煙所、寺院控室

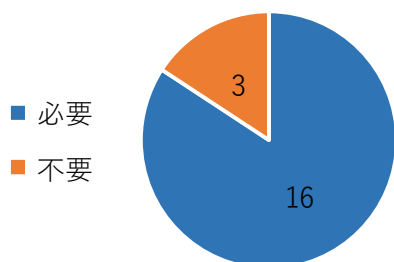
(5) 喫茶室について



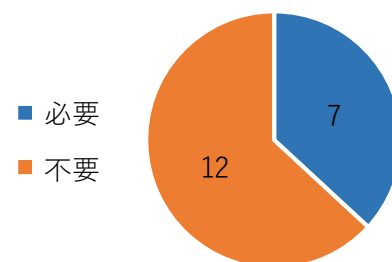
(6) 待合個室について



(7) 霊安室（保冷库）について



(8) キッズルームについて



5.2.3 式場規模の設定

火葬場は他の式場で葬儀を行ってから利用する場合が多いと考えられる。このため、火葬場の式場は必ずしも必要なものではないが、葬祭業者へのアンケート結果では、式場のニーズがある。

式場規模については、葬祭業者へのアンケート結果及び候補地の近隣火葬場における式場規模から、11～30 人用（小人数用）、31～50 人（中人数用）の規模の式場のニーズが高く、また、51～100 人用（大人数用）の式場もある程度は必要と考えられる。

式場はパーティション等で仕切ることにより、大人数用は中人数用、中人数用は小人数用として利用することも可能であるため、本施設においては、51～100 人用（大人数用）が 1 室、31～50 人（中人数用）が 1 室を想定して基本計画の検討を行うものとする。

5.3 施設概要

現時点で想定する施設概要は下記のとおりとなる。

表 5-2 施設概要

施設規模	延床面積：約 6,400m ² 地上2階
火葬炉設備	標準型：最大15炉（予備炉1炉） 動物炉：1炉 ※2炉に対し1排気系統 ※供用開始時の炉数は設計時に決定
告別兼収骨室	7室
待合機能	待合室：14室 待合ロビー等
葬儀式場	大人数用：1室 中人数用：1室
駐車場	一般用、管理用

6 整備候補地の検討

火葬場の整備候補地について、交通アクセス性、周辺環境、候補地の場所にかかる法規制を確認し、必要となる許認可や法制度上の課題を抽出し、関係機関との協議を含め、対応方法を整理する。

6.1 整備候補地について

整備の実現可能性のある土地については、下記の志木地区衛生組合の土地のみであった。

所有者 志木地区衛生組合、志木市
所在地 志木市下宗岡一丁目 7209-1 内ほか 市街化調整区域
面積 約2万3,000㎡



図 6-1 位置図



図 6-2 案内図



図 6-3 敷地図

交通アクセス性、周辺環境等について確認を行った結果、以下の理由により、この敷地を候補地とする。

- ・ 4市の中の公有地として大規模な土地（約2万3,000㎡）である。
- ・ 将来的に敷地北側に一般国道254号和光富士見バイパスが整備予定
- ・ 近隣河川の浸水想定エリアであるが、敷地の嵩上げ等により浸水対策を行うことが可能
- ・ 火葬炉16炉を運用するために必要な施設規模（式場や駐車場含む）を検討した結果、整備候補地の敷地内（約2万3,000㎡）に設置が可能

6.2 整備にあたっての法的条件の整理

火葬場の計画・設計に関して、留意すべき主な関連法規の抜粋は、以下のとおりである。

6.2.1 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

(1) 都市計画決定

法第 11 条第 1 項第 7 号に、都市計画に火葬場を定めることができると規定され、同第 2 項に、「都市計画に火葬場を定める場合は、都市施設の種類、名称、位置、区域及び面積を定めるもの」と規定されている。新たに位置、区域及び面積を定めて火葬場を整備するためには、都市計画決定が必要である。

(2) 開発行為の許可

法第 29 条第 1 項に都市計画区域において開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要と定められているが、同第 3 項に「公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為については、この限りでない」と規定されており、火葬場は公益上必要な建築物と政令で定められているため開発許可の対象外となるが、式場を整備する場合は、開発許可の対象となる場合がある。

6.2.2 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

火葬場は法第 2 条 2 項で特殊建築物と定められており、法第 51 条の「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」の中で、都市計画において位置を決定していなければ、新築し又は増築をしてはならないとされている。前述した都市計画決定手続きを行うことで、新築や増築を行うことが可能である。

6.2.3 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号）

火葬場は、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条により、「火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」と定められている。

また、火葬場の位置等に関する条例については、朝霞市、志木市において下記の通り定められていることから、これらの条例との整合性にも留意する必要がある。

- ・ 朝霞市の墓地等の経営の許可に関する条例
- ・ 志木市墓地等の経営の許可等に関する条例

6.2.4 埼玉県建築基準法施行条例（昭和 35 年 8 月 5 日埼玉県条例第 37 号）

（路地状敷地）

第 3 条 建築物の敷地が路地状部分のみによって道路（都市計画区域及び準都市計画区域内においては法第 43 条第 1 項に規定する道路、第 56 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる区域内においては第 56 条の 4 に規定する道路をいう。次条、第 5 条、第 10 条、第 17 条、第 25 条、第 30 条、第 44 条第 1 項及び第 2 項並びに第 48 条第 3 項において同じ。）に接する場合においては、第 10 条に定めるものを除くほか、その路地状部分の幅員は、次の表の下欄に掲げる数値以上とし、有効に保持しなければならない。ただし、安全上及び防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

路地状部分の長さ (単位 メートル)	路地状部分の幅員 (単位 メートル)
10 未満	2
10 以上 15 未満	2.5
15 以上 20 未満	3
20 以上	4

2 前項の場合において、建築物の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。)が200平方メートルを超えるときは、同項の表の下欄中「2」とあるのは「3」と、「2.5」とあるのは「3.5」と、「3」とあるのは「4」と、それぞれ読み替えるものとする。

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第4条 延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に6メートル以上避難上有効に接しなければならない。

(敷地と道路との関係)

第56条の4 建築物の敷地は、道路(自動車のみの交通の用に供するものを除く。次条第1項を除き、以下この章において同じ。)に2メートル以上接しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと知事が認めるものについては、この限りでない。

- 一 その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な法第43条第2項第1号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し同号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するもの
- 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の法第43条第2項第2号に規定する国土交通省令で定める基準に適合する建築物

6.2.5 大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)

火葬炉は、大気汚染防止法の対象外となり法的な排出基準は示されていない。火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針(平成12年3月31日衛企第17号)においてダイオキシン類の排出基準目標(1ng-TEQ/Nm³)が示されている。また、「ばいじん」「硫黄酸化物」「窒素酸化物」「塩化水素」については、火葬場の建設・維持管理マニュアル(出:日本環境斎苑協会)の排出上限値を参考として排出基準目標が設定されている。

6.3 環境への配慮

候補地で整備を進める場合、周辺環境に十分配慮して、火葬場の工事及び運営を行うことが重要である。したがって、以下に示すとおり、適切な環境保全のための措置を実施し、周辺環境への影響の低減に努める。

- ・ 建設機械は、排出ガス対策型及び低騒音・振動型の機種を使用するように努める。
- ・ 資材運搬車両及び施設関連車両は、排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 環境への影響に配慮した火葬炉設備を導入する。
- ・ 周辺の景観に配慮した意匠・色彩等とする。

など

7 概算事業費の算定

必要機能をもとに施設の概算規模を算定し、概算整備費を算定する。
また、運営コスト及びライフサイクルコストの概算を算定する。

7.1 概算整備費

以下に、先行事例の建設単価等をもとに、本施設の概算整備費の算定を行った結果を示す。

・施設整備費（火葬炉、建物、外構）：	約 82 億円
・調査・設計費：	約 6 億円
・造成費：	約 20 億円
合計	約 108 億円（税抜き）

※概算整備費に用地購入、アクセス路及び排水施設等の整備費用は含まれていません。

7.2 運営コスト

以下に先行事例をもとに運営コストの概算の算定を行った結果を示す。

7.2.1 維持管理費

1) 保守管理費等

建築物・建築設備・火葬炉設備保守管理、植栽・外構維持管理、清掃、警備等を含む。

概算費については、先行類似事例における延床面積あたりの年間単価をもとに算出を行った。

・年間保守管理費等： 約 2,800 万円／年

2) 光熱水費（火葬炉以外）

火葬炉の運転以外に必要となる光熱水費。

概算費については、先行類似事例における延床面積あたりの年間単価をもとに算出を行った。

・年間光熱水費： 約 2,200 万円／年

3) 光熱費（火葬炉部分）

火葬炉の運転に必要となる燃料費及び電気代を含む。

概算費については、先行類似事例における火葬 1 件あたりの年間単価をもとに算出を行った。（本施設における年間平均火葬件数を 5,300 件/年として算出）

・年間光熱費（火葬炉部分）： 約 1,900 万／年

7.2.2 運営費

会葬者対応、火葬炉運転等を含む。

概算費については、先行類似事例における火葬 1 件あたりの年間単価をもとに算出を行った。（本施設における年間平均火葬件数を 5,300 件/年とし、また、規模に伴う効率性を加味し補正して算出）

・年間運営費： 約 8,700 万／年

7.2.3 修繕費

1) 建築・設備等

建築物、建築設備、外構等の修繕費を含む。

概算費については、先行類似事例における延床面積あたりの年間修繕単価をもとに、建設費に対する比率も加味し補正して算出した。

・修繕費（建築・設備）（60 年間）： 約 38 億 3000 万円

2) 火葬炉

火葬炉本体、付帯設備の修繕費を含む。

概算費については、先行類似事例における火葬炉 1 基あたりの年間修繕単価をもとに、整備費に対する比率も加味し補正して算出した。

・修繕費（火葬炉）（60 年間）： 約 55 億 8000 万円（火葬炉の更新費を含む）

7.3 ライフサイクルコスト

以下に供用開始後、60 年間のライフサイクルコストの試算結果を示す。

区 分	項 目	年間費用	60 年間費用
概算整備費	—	—	約 108.0 億
概算運営コスト	維持管理費	約 6900 万／年	約 41.4 億
	運営費	約 8700 万／年	約 52.2 億
	修繕費	—	約 94.1 億
ライフサイクルコスト	—	—	約 295.7 億

※上記はあくまで先行事例等をもとに概算で算出を行ったものであり、詳細は設計時に施設規模や仕様等を確定後、再度算出を行うものとする。

8 施設整備スケジュールの検討

以下に民間手法の導入も踏まえた本事業の施設整備スケジュールの概略を示す。

なお、4市とも火葬場設置の実績がなく、施設運営についても経験がないことから、利便性が高く、効率的な施設運営を行うにあたっては、民間活力活用の検討が必要と判断した。このことから、PFIやDBOといった民間活力活用を想定したスケジュールとしている。

表 8-1 施設整備スケジュール

2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度
(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)	(令和11年度)	(令和12年度)	(令和13年度)	(令和14年度)
構想	計画	事業者 募集・選定		設計	建設工事			供用 開始
	調査							
・基本構想	・基本計画 ・民間活力活用可能性調査	・事業者募集選定		・基本設計 ・実施設計				

9 火葬場の施設配置イメージ図及びイメージパース

9.1 施設配置イメージ図

可能なかぎり駐車場が確保できるよう、コンパクトな配置とする。



図 9-1 施設配置イメージ図

9.2 イメージパース

敷地周辺には植栽帯を設け、周辺からの景観にも配慮した計画とする。

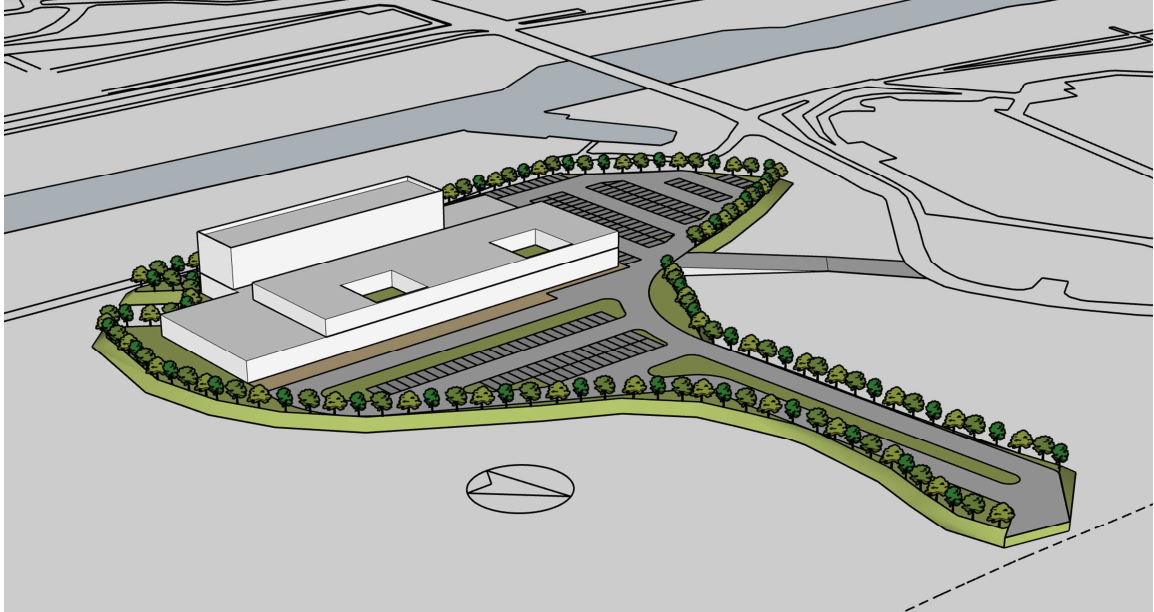


図 9-2 イメージパース 北東方向から計画建物を臨む

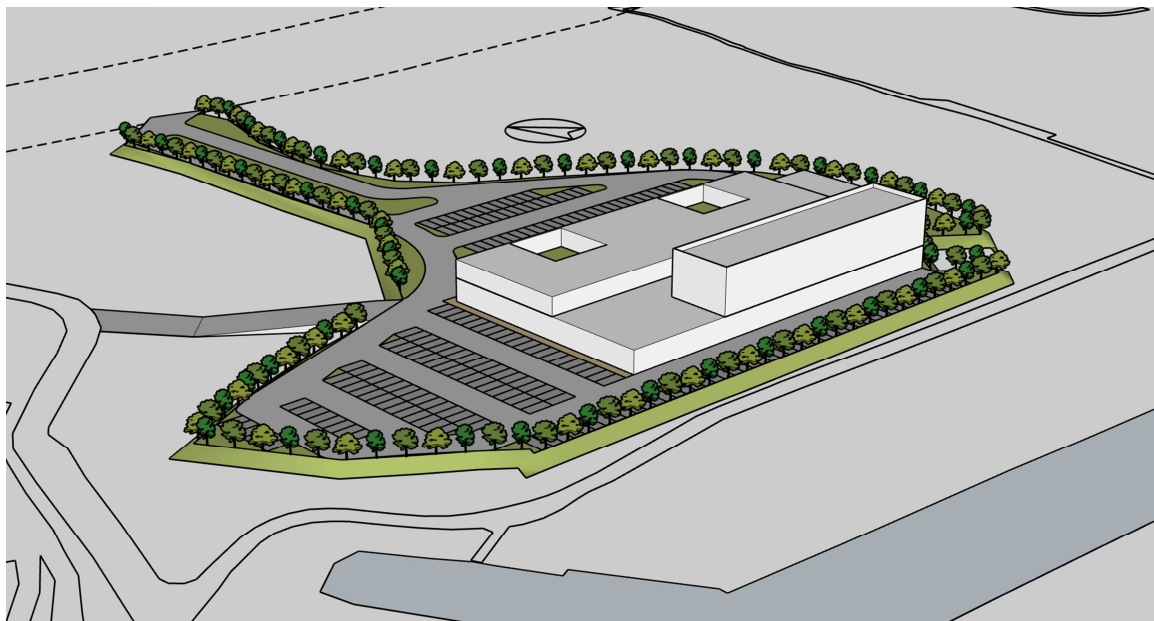


図 9-3 イメージパース 南西方向から計画建物を臨む

※施設配置イメージ図及びイメージパースはあくまでイメージであり、完成予想図ではありません。

10 基本計画策定時の留意点

今後、火葬場設置の検討を進める上での留意点については、以下のとおりである。

10.1 アクセス路の整備

整備候補地に隣接する市道について、南側部分（新宮戸橋方面）については、独立行政法人水資源機構が所管する浄化水路が埋設されているため、重量のある車両が通過できない状況である。このことから、今後、整備候補地への交通アクセスの向上に向けた検討が必要である。

また、当該市道についても、通行の安全確保等の視点から、歩道の設置や拡幅に向けた検討が必要である。

10.2 雨水・汚水の排水

施設整備に伴い、雨水・汚水の処理・排水について検討が必要である。

汚水については、整備候補地が市街化調整区域にあることから、公共下水道への流入等の対応が困難であるため、浄化槽の設置も含めた検討が必要である。

さらに、雨水も含めた排水方法についても検討が必要である。

10.3 燃料

火葬に使用する燃料は大きく分けて、灯油・または都市ガスであり、今後基本計画の中で検討が必要である。

10.4 上水道

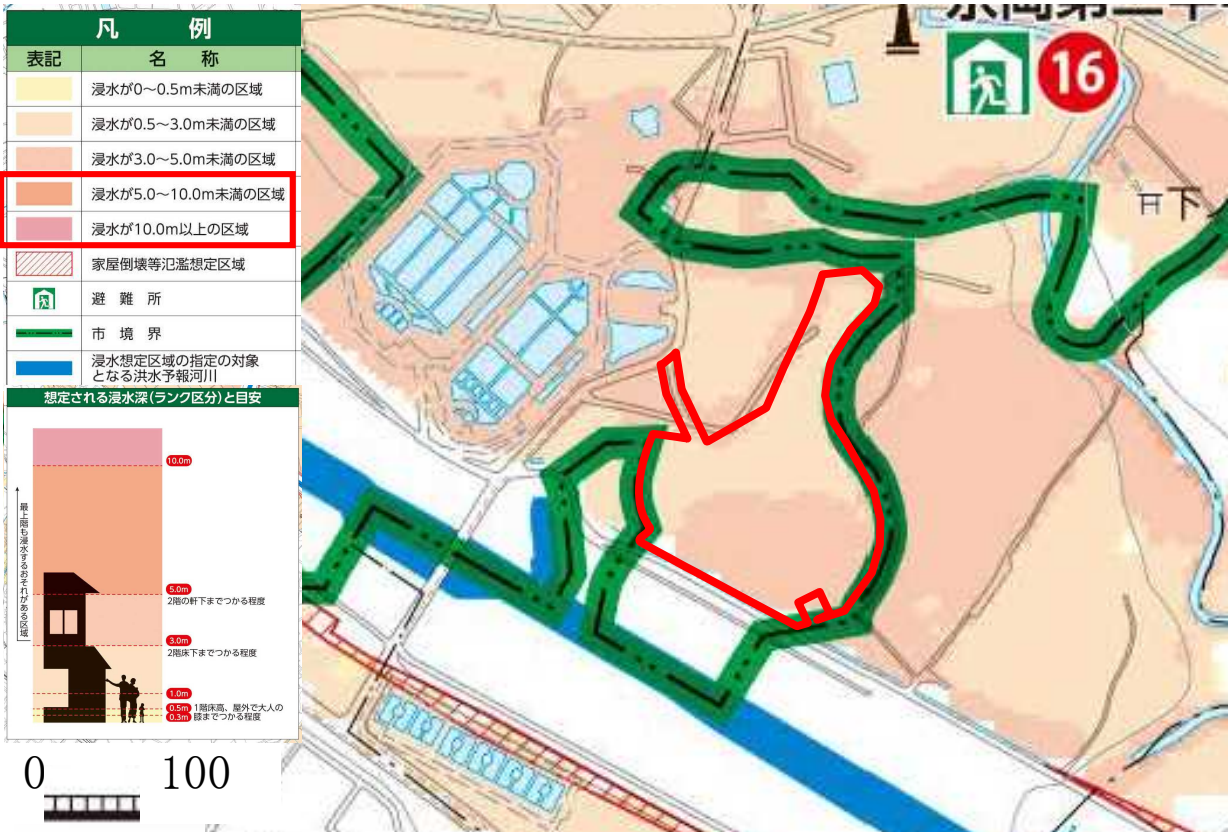
上水道の整備については、施設運営に使用する水量等を積算した上で、適切な口径を確保する必要がある。

10.5 洪水による浸水対策

本施設の洪水時の浸水対策については、対象敷地が志木市宗岡地区に位置することから、過去最大の浸水（明治43年の荒川大洪水・標高8.195メートル）高さよりも高い位置として検討を行うものとする。（現在、宗岡地区の標高は4m～6mである。）

対策としては、最大浸水深を敷地の平均地盤高さから概ね3m程度と考え、敷地の平均地盤高さから2mの高さまで盛土した上に、さらに建物を1m嵩上げする方針とする。

ただし、詳細な造成高さ、盛土量及び対策等については、今後の設計時に詳細に検討を行うものとする。



参考：志木市ハザードマップ新河岸川及び柳瀬川